

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

官報 目次

〔政 令〕

- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(五)
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令(六)
- 海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容を定める政令(七)

〔法規的告示〕

- エスワティニ王国政府に対する贈与に関する件(外務二〇)
- エスワティニ王国政府に對する贈与に関する件(外務二一)
- 公職選挙法第九十三条の規定に基づき國庫に帰属した國債の買入消却に関する件(外務二二)

〔その他告示〕

- 時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件(総務二三)
- 消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件(消防二四)
- 公職選挙法第九十三条の規定に基づき國庫に帰属した國債の買入消却に関する件(外務二五)
- 公職選挙法第九十三条の規定に基づき國庫に帰属した國債の買入消却に関する件(外務二六)

- コートジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能効強化計画のための贈与に関する日本政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件(同二一)
- パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二二)
- ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二三)
- キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同二四)
- トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件(同二五)
- ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とベリーズ政府との間の書簡の交換に関する件(同二六)
- パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトウンハーモン合地域における公共サービス基盤整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件(同二七)
- 返納を命じた旅券を無効とする件(同二八、二九)

- 宅地建物取引業法第十六条第三項の規定に基づく登録講習機関の登録の件(国土交通二一五)
- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該法律第六条第一項及び第二項の規定による件(防衛一六)
- 道路に関する件(中部地方整備局六)
- 道路に関する件(四国地方整備局二)

- 人事院
- 〔官庁報告〕
- 〔人事異動〕
- 〔国会事項〕
- 〔官庁事項〕
- 〔農林水産省〕
- 〔農林水産省〕
- 〔農林水産省〕

〔資料〕

令和七年十一月中国際收支状況(速報)及び令和七年七月九月中国際收支状況(第二次速報)(財務省)

〔公 告〕

〔諸事項〕

官 府 特定保険募集人の所在の確知等、有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

- 特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくるまぐろ(東部太平洋条約海域))に関する令和七年度における漁業法第十五条各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

△

- 特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくるまぐろ(東部太平洋条約海域))に関する令和七年度における漁業法第十五条各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

△

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

法規的告示

○国土交通省告示第二百四十四号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十二条第一項、第五十二条の四第一項及び第三項（同令第五十二条の五において準用する場合を含む。）、第五十二条の六、第五十七条の七第一項及び第二項第四号（これらの規定を同令第五十七条の十九において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同項第二号（同条において準用する場合を含む。）並びに船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和七年国土交通省令第九十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定める。

令和八年一月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練の内容及び方法の基準）

第一条 船員法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条第一項の表第一号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第五号を除く。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について講習を行うものである。

2 規則第五十二条第一項の表第二号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄（第四号7を除く。）に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準）

第二条 規則第五十二条の四第一項の表第一号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第三号及び第四号に限る。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

2 規則第五十二条の四第一項の表第二号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第一号及び第二号を除く。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄（第四号7を除く。）に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

3 規則第五十二条の四第三項（規則第五十二条の五において準用する場合を含む。）の告示で定める規則第五十二条の四第三項（規則第五十二条の五において準用する場合を含む。）の告示で定める基準及び規則第五十二条の六の告示で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 別表第二の上欄に掲げる実習事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について三時間以上の実習を行うものであること。ただし、実習の講師及び受講者の比率その他事情を勘案して国土交通大臣が適当と認める場合は、当該事情に応じ、当該実習に係る時間数を減ずることができる。

二 別表第三の上欄に掲げる船員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間において、別表

第二の上欄に掲げる実習事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通大臣が適当と認める船上における実習及び視聴覚教材を用いた講義を行うものであること。

三 前二号によるほか、国土交通大臣が適当と認める内容及び方法により実習を行うものであること。

（登録生存講習機関が行う生存講習の時間数等）

第三条 規則第五十七条の七第一項の告示で定める時間数は、三時間とする。ただし、生存講習の講師及び受講者の比率その他の事情を勘案して国土交通大臣が適当と認める場合にあつては、当該事情に応じ、当該時間数を減することができる。

2 規則第五十七条の七第二項第二号の告示で定める内容及び方法の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 生存技術に関する事項に応じ、別表第一第一号下欄に掲げる内容について実習を行うものであること。

二 別表第三の上欄に掲げる船員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間において、生存技術に関する事項に応じ、別表第一第一号下欄に掲げる内容について、国土交通大臣が適当と認める船上における実習及び視聴覚教材を用いた講義を行うものであること。

三 前二号によるほか、国土交通大臣が適当と認める内容及び方法により実習を行うものであること。

（生存講習管理者及び講師に対する研修の基準）

第四条 規則第五十七条の七第二項第四号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 研修の内容が、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 生存講習管理者に対する研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準

(1) 次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間数以上行われるものであること。

科 目	時 間 数
一 生存講習管理者としての心得	○・五時間
二 基本訓練の概要	一時間
三 生存講習実施要領その他生存講習の実務	一時間
四 安全管理	○・五時間

ロ 必要な知識及び能力の維持のために適当であると認められるものであること。

二 講師に対する研修 次の(1)から(4)までに掲げる基準

(1) 次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間数以上行われるものであること。

科 目	時 間 数
一 基本訓練の概要	一時間
二 生存講習指導要領	二時間
三 安全管理	○・五時間

(2) (1)の表（第一号を除く。）の上欄に掲げる科目的実施に当たり、受講者を生存講習に立ち会わせるものであること。

(3) 船舶職員及び小型船舶操縦士法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらの者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる講師により行われるものであること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、生存講習の講師として生存講習の効果的な実施に必要な知識及び能力の維持のために適当であると認められるものであること。

研修の全ての課程を修了した者に対してのみ受講証明書を交付するものであること。

二 必要に応じて再研修を行うものであること。

前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に基づき研修を行うものであること。

（準用）

四 社会的責任に關する事項		三 応急手当に関する事項		二 消火技術に関する事項		一 生存技術に関する事項	
訓 練 事 項	内 容	訓 練 事 項	内 容	訓 練 事 項	内 容	訓 練 事 項	内 容
四個々の安全及ぼす	船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関するこ	三応急手当に関する事項	火災に対する応急処置に関するこ	二 消火技術に関する事項	船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	一 生存技術に関する事項	生存技術に関する事項
と	と	と	と	と	と	と	と
7 6 5 4 3 2 1	船内の構造及び機能に関するこ	火災現場における救助活動に関するこ	火災の化学的性質に関するこ	救命衣いかだ（艤装品を含む）、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関するこ	1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	2 1 救命衣いかだ（艤装品を含む）、救命胴衣、信号装置及び救命用の無	2 1 救命衣いかだ（艤装品を含む）、救命胴衣、信号装置及び救命用の無
と	と	と	と	と	と	と	と
船員の疲労の軽減に関するこ	人体の構造及び機能に関するこ	火災に対する応急処置に関するこ	火災の化学的性質に関するこ	線設備の使用方法に関するこ	2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ
と	と	と	と	と	と	と	と
船内における効果的なコミュニケーションに関するこ	船内における作業の安全に関するこ	避難路並びに船内通信及び警報装置に関するこ	船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関するこ	船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関するこ	3 2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	3 2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	3 2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ
と	と	と	と	と	と	と	と
船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関するこ	船員の疲労の軽減に関するこ	海洋汚染の防止に関するこ	船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関するこ	船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関するこ	4 3 2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	4 3 2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ	4 3 2 1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ
と	と	と	と	と	と	と	と
と	と	と	と	と	と	と	と

別表第二（第二条関係）	
実習事項	備考
一 生存技術に関する事項	一 この表の下欄に掲げる内容を含む訓練であつて国土交通大臣が定めるものを修了した者が基本訓練を受ける場合には、当該内容に係る講習を受講することが要しない。
二 消火技術に関する事項	二 この表の下欄に掲げる内容は、国土交通大臣が適当と認めるものをもつてこれに代えることができる。
別表第三（第二条、第三条関係）	備考
一 生存技術に関する事項	一 あらかじめ実習計画を作成し、これに基づいて実習を行うこと。
二 消火技術に関する事項	二 実習を行うに当たっては、関連するIMOモデルコースを参考すること。
別表第三（第二条、第三条関係）	三 実習の受講者の数は、講師一人につきおおむね十五人以下とする。
一 生存技術に関する事項	四 実習を行うに当たっては、講師の補助者を配置すること。
二 消火技術に関する事項	五 この表の下欄に掲げる内容を含む講習であつて国土交通大臣が定めるものを修了した者が実技講習を受講する場合には、当該内容に係る実習を受講することを要しない。
別表第三（第二条、第三条関係）	六 実習に使用する設備を搭載する義務がない船舶に乗り組む船員として雇い入れられる者が実技講習を受講する場合には、国土交通大臣が適当と認める視聴覚教材を用いた講義をもつて当該設備を使用する実習に代えることができる。

四 特定沿海船に乗り組む船員のうち、令和十年四月一日から令和十二年四月一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和八年三月三十一日	令和九年三月三十一日
三 特定遠洋・近海船に乗り組む船員のうち、令和十四年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和八年三月三十一日	令和九年三月三十一日
二 特定遠洋・近海船に乗り組む船員のうち、令和十四年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和八年三月三十一日	令和九年三月三十一日
一 特定遠洋・近海船に乗り組む船員のうち、令和十四年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和八年三月三十一日	令和九年三月三十一日

五	特定治海船に乗り組む船員のうち、令和十四年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和十年三月三十一日
六	特定治海船に乗り組む船員のうち、令和十六年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和十一年三月三十一日
七	前各号に掲げるもののほか、国際漁船等(漁ろう)に從事する船舶であつて我が國の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域に航行するもの	この告示の施行日(以下この表において「施行日」といいう)から起算して三年を経過する日
八	前各号に掲げるもののほか、国際漁船等に乗り組む船員のうち、施行日において海技免状を受有しないもの	施行日から起算して五年を経過する日
九	前各号に掲げるもののほか、国際漁船等に乗り組む船員のうち、施行日において海技免状を受有するもの	当該海技免状の有効期間が満了する日から起算して五年を経過する日

附 則

- 1 この告示は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）附則第一条第三号に
　　げる規定の施行の日から施行する。
2 基本訓練及び実技講習に関する経過措置

3 船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省
　　（次項において「整備省令」という。）附則第二条第一項の告示で定める基準は、次の各号に掲げ
　　る船員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

3-1 漁ろううに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員 第一条第一項に規定する基準

3-2 漁ろううに従事する船舶に乗り組む船員 第一条第二項に規定する基準

3-3 整備省令附則第二条第二項の告示で定める基準は、第二条第三項第一号に規定する基準とする

その他の告示

○總務省告示第十二号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年一月十四日付けで認したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

1 章重認定による時刻認証業務の名稱、タイムラスムス・ペリ・ペラ・ディ・シード（令和2年1月14日）

- 1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 タイムスタンプサービス DiaStamp (令和8年1月14付けでMINDタイムスタンプサービスから変更)
 - 2 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 71d6 0724 9a7c 7343 11cd 3714 c33c aef9 f391 15bb
 - 3 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数） 3a84 61a2 ace4 a0e2 c72c 1d53 57dc bdb4 5027 a4ca 2a64 de06 36e5 16e7 1aa6 b81f
 - 4 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 6630 284b d365 d7fb 90fc 9a8b 15ad 8e70 ade0 5e43

5	変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数）	7281 41ec 93f1
41c7 f109 34fd def3 471f f9cc 73b9 6938 86d0 cced 2c17 ff40 8927		
6	変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号	2010401059681
7	変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称	三菱電機デジタルノバーション株式会社
8	変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記	Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation
9	変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所	東京都港区芝浦4-6-8
○消防士相談センター	E-27-48339	さくら商会株式会社
消防士相談員（昭和三十六年自衛官令第六十号）	E-30-48340	大西 康仁
第四条の四第五項に規定する登録情報並びに左記の者を登録したもの、同条第七項の規定に基げて、以下を記す。	E-13-48336	株式会社キクチ
今般八月一月廿二日	E-46-48338	降旗 龍星
消防士監督 大沢 勝	E-4-48335	Aホープインテリア株式会社
A E-17-1330 株式会社第一テント商会	E-38-48344	インテリアみつもり株式会社
E-40-48283 株式会社S P A C E C R E A T U S	E-31-48346	株式会社岩田技創
E-40-48289 有限会社白石工務店	E-43-48330	株式会社トータルインテリアーズ
E-13-48306 泉幸株式会社	E-43-48348	T・I・U株式会社
E-1-48324 金田 勇介	E-30-48333	株式会社アートインテリアナガイ
E-19-48273 深澤 智樹	E-1-48342	有限会社総合インテリアミード
E-14-48307 有限会社IKK	E-22-48345	平野 佳則
E-13-48319 株式会社アイズ・アート	E-1-48347	株式会社アイ・エス・エス
E-37-48325 株式会社A H E A D	E-27-48352	株式会社A I N
E-20-48326 株式会社インテリア中島	E-13-48343	グリーンロード株式会社
E-2-48317 肥前 淳	E-13-48351	インテリアライフ株式会社
E-43-48320 株式会社Tami	E-2-48350	株式会社協和
E-12-48312 有限会社中島内装	E-13-48349	クリー株式会社
E-12-48313 有限会社高和産業	E-23-48360	合同会社フリーキスワークス
E-37-48315 高畑 隆二	E-40-48353	宮原 正隆
E-46-48321 株式会社Luke	E-14-48358	株式会社中村建設
E-44-48322 松川富士雄	E-8-48354	有限会社小林製作所
E-20-48318 株式会社neo system	E-31-48361	株式会社ノガワ
E-40-48323 株式会社アスクレア	E-1-48362	株式会社NTインテリア
E-23-48331 合同会社アルファクトリー	E-1-48363	有限会社中里表具店
E-30-48332 増田 典昭	E-19-48364	株式会社小保美装
E-13-48316 株式会社アイトラストサービス	E-46-48366	橋本 洋昌
E-20-48329 田口 博久	E-43-48357	濱口 祐規
E-12-48327 株式会社タケフジ	E-13-48359	clueファクトリー株式会社
E-13-48328 寺田 武史	E-11-48365	有限会社ケンズ・リフォーム
E-12-48337 有限会社幸陽	E-13-48356	株式会社泉宣宏社
E-34-48341 大久保 至	E-13-48355	株式会社ナイスガレージ
E-13-48334 山内 健汰	E-12-48367	G・Fリビング株式会社
	E-23-48368	株式会社MKカンパニー

E-40	48369	株式会社tenhanz fabric
E-10	48374	株式会社リアル
E-14	48375	建都工藝株式会社
E-13	48371	株式会社ザックステージ
E-12	48377	株式会社エスエスワーク
E-1	48378	株式会社プラスK企画
E-10	48372	株式会社Space・Creates
E-2	48381	辻村 進一
E-37	48376	RJ株式会社
E-9	48373	株式会社クボタ美装
E-12	48380	株式会社阪東
E-28	48370	株式会社T-da工房
E-1	48386	有限会社建築防災センター
E-15	48384	門間 信和
E-3	48382	株式会社堀井建設
E-13	48385	株式会社バウハウス
E-20	48390	いしかわ商事有限会社
E-10	48391	株式会社丘匠美
F-6	1760	ステラス有限会社
F-27	1762	大倉ケミテック株式会社
F-14	1761	enjoy smile Co.株式会社
F-12	1766	株式会社スマーリー
F-20	1769	株式会社スマーメイト
F-13	1764	株式会社ニッケン
F-26	1767	株式会社Fit
F-23	1770	株式会社バイン・クリエイト
F-23	1755	日本ホリマー株式会社
F-23	1765	ニッカホーム株式会社
F-13	1763	東錦株式会社
F-13	1768	株式会社モナイト
F-13	1772	株式会社DOUO
F-13	1771	フェニックスダーツジャパン
F-13	1773	株式会社オンラインスタイル
F-1	Q 0028	株式会社二トリ
○外務省暫定登録一十郎		
令和七年十二月八日によるハハリド、ハスクワトヤ 二王國政府に対する贈与に関する次の概要の書簡 の交換がエヌワドヘー二王國政府との間に行われた た。		
1	協力の目的及び内容 経済社会開発に係る諸 画等を実施するたために必要な両政府の関係当局 で合意する生産物及び役務の購入	
2	贈与の限度額 一億三百万円	
3	贈与の供与期限 令和九年十一月三十日	

○外務省告示第二十一号		外務大臣 茂木 敏充	署名者	日 本 側 志水史雄在エスワティニ大使 エスワティニ側 タンボ・ギナ経済企画開発大臣 令和八年一月二十三日
1	協力の目的及び内容	サヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。	トジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。	令和七年十二月二十二日にアビジャンで、コートジボワール共和国に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。
2	贈与額	四億六千百万円	署名者	令和七年十二月二十二日にアビジャンで、コートジボワール共和国に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。
3	署名者	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	日 本 側 胡摩窪淳志在コートジボワール大使	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	国際移住機関側 ダビッド・ブル在コートジボワール事務所長	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
○外務省告示第二十二号	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
1	令和七年六月二十六日にアスンシンオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十七日に効力を生じた。	令和七年六月二十六日にアスンシンオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十七日に効力を生じた。	令和七年六月二十六日にアスンシンオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十七日に効力を生じた。	令和七年六月二十六日にアスンシンオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十七日に効力を生じた。
2	贈与額 三億五千万元	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	署名者	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	日 本 側 板垣克巳在パラグアイ大使	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	パラグアイ側 ルベン・ラミレス・レスカノ外務大臣	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
3	令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
○外務省告示第二十三号	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充	外務大臣 茂木 敏充
1	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。
2	協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入 贈与の限度額 二億四千七百万円	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。	令和七年十二月十五日にテグシガルバで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

4	3	贈与の供与期限 署名者
日	本 側	中井一浩在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ハビエル・エフライン・ブ・ソト外務・国際協力大臣
令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充	
○外務省告示第二十四号		
1	協力の目的及び内容 生及び保健サービス基盤改善計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	令和七年十二月十七日にハバナで、キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。
2	贈与額 一億四千七百万円	
3	署名者	
日	本 側 中村和人在キューバ大使 国際連合児童基金側 スニー・ギドットティ行 キユーパ事務所代表代行	
令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充	
○外務省告示第二十五号		
1	協力の目的及び内容 画等を実施するため必要な両政府の関係当局 で合意する生産物及び役務の購入	令和七年十二月十日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。
2	贈与額 四億円	
3	署名者	
日本側 稲垣久生在トンガ大使 トンガ側 アイサケ・ヴァル・エケ首相		
令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充	
○外務省告示第二十六号		
1	協力の目的及び内容 橋架け替え計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	令和七年十二月十七日にベリーズ・シティで、 ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与 に関する次の概要の書簡の交換がベリーズ政府 との間に行われた。
2	贈与の限度額 一十一億七千百万円	
贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日		

○ 署名者	日本側 山倉良輔在ベリーズ大使館大使 ベリーズ側 フランシス・フォンセカ外務・貿易・教育・文化・科学技術大臣 令和八年一月二十三日
○ 外務省告示第二十七号	外務大臣 茂木 敏充
1 協力の目的及び内容	ハイバル・パフトゥン ハーマー州併合地域における公共サービス基盤整備 計画を実施するために必要な生産物及び役務の 購入
2 贈与額	五億千八百万円
3 日 本 側 署名者	赤松秀一在パキスタン大使 サムエル・リズク在パキスタン事務所代表
国際連合開発計画側	
令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充
○ 外務省告示第二十八号	外務大臣 茂木 敏充
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定によ り、令和八年一月七日を期限として返納するよう 命じたが、同期限までに返納されなかつたので、 同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記 冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。	外務大臣 茂木 敏充
令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充
○ 外務省告示第二十九号	外務大臣 茂木 敏充
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定によ り、令和七年一月七日を期限として返納するよう 命じたが、同期限までに返納されなかつたので、 同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記 冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。	外務大臣 茂木 敏充
令和八年一月二十三日	外務大臣 茂木 敏充
失効年月日	記
令和八年一月七日	
発行年月日	
令和七年三月十三日	
旅券番号	T T 八一五三九一七
○ 外務省告示第二十九号	
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定によ り、令和七年一月七日を期限として返納するよう 命じたが、同期限までに返納されなかつたので、 同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記 冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。	
令和八年一月二十三日	
失効年月日	記
令和八年一月七日	
発行年月日	
令和六年六月二十七日	
旅券番号	T T 六四三七八九〇

○財務省告示第115号

国債証券買入消却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十一月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月二十二日

財務大臣 片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	200,000,000円	101.60円
"	第23回	500,000,000円	101.73円
"	第24回	3,000,000,000円	101.40円
"	第24回	3,000,000,000円	101.43円
"	第24回	5,700,000,000円	101.50円
"	第24回	2,800,000,000円	101.56円
"	第25回	1,400,000,000円	104.34円
"	第29回	400,000,000円	98.93円
"	第30回	3,000,000,000円	98.74円
合 計		20,000,000,000円	

○財務省告示第116号

公職選舉法（昭和十五年法律第百号）第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月二十二日

財務大臣 片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（30年）	第51回	令和7年12月10日	27,000,000円	61.81円

○農林水産省告示第58号

漁業法（昭和十四年法律第116号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年二月七日農林水産省告示第116号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月二十二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」といふ。）に対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のとおり改める。

改 正 後	改 正 前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第四 （略）	第一～第四 （略）
第五 するめいか	第五 するめいか
一 （略）	一 （略）
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
長崎県	1,523
（略）	（略）

令和8年1月23日 金曜日

三 大臣管理漁獲可能な量（法第15条第1項
第3号関係）
法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲
可能な量は、次の表の左欄に掲げる大臣管
理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲
げる数量とする。

大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項
第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(一) 令和八年一月二十三日
道路の種類 一般国道

(二) 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長 森本 輝

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)	(略)	(略)
するめいか大 中型まき網漁 業	<u>786</u>	するめいか大 中型まき網漁 業	<u>986</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録したので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

令和八年一月二十三日
国土交通大臣

登録年月日 命和八年一月七日

金鑑先生集卷之三

金錢番号

登録講習機関の氏名又は名称

住所 愛媛県松山市一番町二丁

講習業務を二丁の主とする事務所の

詩習業種を行ふ三才を事務戸の

法人である場合の代表者の氏名

衛省告示第十六號

要施設の周辺地域の上空における

第三章 政治的用道地圖（一）

第六条第一項及び第二項の規

に当該対象防衛関係施設に係る

の一部を次のように改正する。

癸卯八年二月二十三日

今和八年一月二十三日

十六号の表中対象防衛関係施設

次のようには、省略し、その図

第十六号の表中対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。
（次のように）は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

防衛大臣
小泉進次郎

20

(四) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

議員辞職
本太郎の辞職を許可した。

人事異動

人事院	人事院	人事院
辞職（職員福祉局長）	荒井 仁志	
辞職を承認する（入札局審議官）	荒井 宏之	
事務総局総括審議官に昇任させる	堀内 齊	
公務員研修所副所長の併任を解除する（事務総局総括審議官）	堀内 齊	
職員福祉局長に配置換する（職員福祉局次長）	前田 聰子	
職員福祉局職員福禄課長事務取扱を命ずる（企画法制課長）	藤原 知朗	
公務員研修所副所長に併任する（総務課課長）	柳田 健一	
総務課広報室長事務取扱を命ずる（職員福祉局職員福禄課長）	神宮司英弘	
企画法制課長に配置換する（企画法制課長）	本田 英章	
総務課広報室長の併任を解除する（以上1月13日）		

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和7年10月8日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和8年1月23日

農林水産大臣 鈴木 憲和
記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）芳賀台地地区

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、アメリカノ・ビヨーロー・オブ・シッピングから登録事項の変更の届出があつたので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和8年1月11日

国土交通大臣 金子 恒之

代表者の変更

① 代表者の氏名の変更

変更前	Christopher J. Wiernicki
変更後	John McDonald

② 変更年月日 令和8年1月1日

資料

令和7年11月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、%）

項目	11月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	5,812	-1,963	3,868
(対前年同月比) (%)	50.3	(-18.0)	(-)
貿易収支	6,253	983	1,191
(対前年同月比) (%)	425.1	(-)	(-)
輸出	93,908	96,570	89,319
(対前年同月比) (%)	5.1	(2.8)	(2.9)
輸入	87,655	95,586	88,128
(対前年同月比) (%)	-0.5	(0.1)	(-5.8)
サービス収支	-441	-2,946	2,677
(対前年同月比) (%)	(-)	(240.1)	(-)

第一次所得収支	33,809	34,646	33,745
(対前年同月比) (%)	(0.2)	(8.6)	(9.2)
第二次所得収支	-2,880	-4,348	-4,224
(対前年同月比) (%)	(-31.8)	(-12.5)	(46.9)
経常収支	36,741	28,335	33,389
(対前年同月比) (%)	(10.0)	(15.5)	(58.2)
資本移転等収支	-272	-167	-146
直接投資	22,305	43,633	22,892
証券投資	-4,434	-160,915	-14,819
金融派生商品	11,046	9,043	9,632
その他の投資	5,447	113,011	-1,124
外貨準備	6,808	3,696	7,061
金融収支	41,173	8,469	23,641
誤差脱漏	4,703	-19,699	-9,602

（備考）① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産（資産-負債）の増加、-は同減少を示す。

令和7年7～9月中国際収支状況（第2次速報）

財務省
(単位：億円、%)

項目	7月	8月	9月	7～9月
貿易・サービス収支	-9,917	-1,952	-409	-12,278
(対前年同月(期)比) (%)	(-4.7)	(-58.0)	(-94.0)	(-43.7)
貿易収支	-2,169	687	2,175	693
(対前年同月(期)比) (%)	(-52.8)	(-)	(-)	(-)
輸出	90,132	83,744	94,464	268,339
(対前年同月(期)比) (%)	(-4.8)	(-0.2)	(8.6)	(1.0)
輸入	92,301	83,057	92,289	267,647
(対前年同月(期)比) (%)	(-7.0)	(-5.4)	(1.8)	(-3.6)
サービス収支	-7,748	-2,639	-2,584	-12,970
(対前年同月(期)比) (%)	(33.3)	(234.2)	(-17.6)	(33.2)
第一次所得収支	40,626	42,357	49,581	132,563
(対前年同月(期)比) (%)	(-10.4)	(-11.5)	(82.6)	(10.1)
第二次所得収支	-5,061	-4,402	-4,899	-14,363
(対前年同月(期)比) (%)	(103.5)	(2.6)	(-2.4)	(21.7)
経常収支	25,647	36,003	44,273	105,923
(対前年同月(期)比) (%)	(-21.0)	(-7.5)	(188.0)	(22.1)
資本移転等収支	-162	-161	-215	-539
直接投資	9,735	25,462	21,060	56,257
証券投資	-30,467	-16,868	90,990	43,655
金融派生商品	5,879	5,990	2,387	14,256
その他の投資	25,944	-5,214	-52,679	-31,949
外貨準備	2,542	5,978	6,034	14,555
金融収支	13,633	15,349	67,792	96,774
誤差脱漏	-11,852	-20,493	23,735	-8,610

（備考）① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産（資産-負債）の増加、-は同減少を示す。

公 告

細 帳

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

- 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和8年2月23日までに東海財務局理財部金融監督第四課保険監督室あて申し出をされたい。
- 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

【掲載順序】

- 登録番号
- 代理店名
- 代表者の氏名
- 事務所所在地
- 20943008740
- 有限会社中京オートサービス
- 毛利 正行
- 愛知県名古屋市緑区野末町1018
- 21643004096
- 有限会社三晃地所
- 渡邊 淳一
- 愛知県豊橋市前田南町2丁目8番地24

令和8年1月23日

東海財務局長 吉田 昭彦

有権者申出方

元当局所属公証人久保豊の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和8年1月23日 名古屋法務局

元当局所属公証人橋本真一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和8年1月23日 大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年10月8日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月23日 法務大臣 平口 洋

記

氏名 富山 恵吾
所属する司法書士会 大阪司法書士会
登録番号 大阪第2216号
事務所の所在地 大阪市北区西天満2丁目10番2号

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年10月8日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月23日 法務大臣 平口 洋
記

氏名 北村 彰
所属する司法書士会 大阪司法書士会
登録番号 大阪第3703号
事務所の所在地 大阪市北区西天満2丁目10番2号

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第1項第2号の規定に基づき、令和7年10月8日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月23日 法務大臣 平口 洋
記

名称 司法書士法人Kパートナーズ
所属する司法書士会 大阪司法書士会
法人番号 28-00136
主たる事務所の所在地 大阪市北区西天満2丁目10番2号

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月23日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 澤井 俊
次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、大規模災害等の重大事案が発生した場合、現場状況の迅速な把握のため、ヘリコプター等で撮影した現場映像情報をリアルタイ

ムに入し、政府関係機関へ伝達し情報共有を図るとともに、現場状況に基づいた迅速・的確な指揮命令を実施するべく、伝送手段としての衛星通信回線提供サービスを受ける業務である。本業務は、従前より契約締結に必要とする条件を満たすと認められる者（以下「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で3. の応募要件を満たし、本業務の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

① 業務名

海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）

② 業務内容及び目的

本業務は、大規模災害時等、現場映像情報の伝送を行うために、衛星通信回線サービスの提供を受けることを目的とする。

③ 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 國土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に經營を支配する者又はこれを準ずるものとして、國土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 経営状況や信用度が極度に悪化していると認められる者。

⑥ 入札業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

② 業務執行体制に関する要件

電気通信事業法第9条に基づく登録又は電気通信事業法第16条第1項に基づく届出を行った電気通信事業者であること。

③ 業務実績に関する要件

平成24年度以降公示日（令和8年1月23日）までに本邦で完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1年以上衛星を用いた通信サービスの提供実績があること。

4. 手続等

① 担当部局

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

① 公示及び説明書に関すること

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室
第二契約係 神谷

電話03-3591-8976（内線2831）

② 本件業務に関すること

海上保安庁総務部情報通信課第一施設係
勝田

電話03-3591-8976（内線3111）

② 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月2日（月）まで

② 交付場所等：4. ①に同じ。

③ 交付方法：交付場所にて交付する。

③ 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限：令和8年2月2日（月）17時00分

② 提出場所等：4. ①②に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る）

5. その他

① 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

② 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

③ 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は後日通知

④ 詳細は「公示に関する説明書」による。

⑤ 本業務は令和8年度予算成立を条件とする調達である。

<p>6. Summary</p> <p>(1) Subject matter of service: Dedicated circuit of satellite video transmission of JCG</p> <p>(2) Time-limit to express interests: 17:00 P.M. 2 February 2026</p> <p>(3) Contact point for documentation relating to the proposal: KAMIYA Kei, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, JCG, 2-1-3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan, TEL 03-3591-6361 ext. 2831</p> <p>(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: SAWAI Syun, Director General, Administration Department, JCG</p> <p>相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告</p> <p>次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。</p> <p>令和7年(家)第9085号</p> <p>茨城県鹿嶋市大字宮中2069番地29 申立人 中田由紀子 本籍秋田県男鹿市船越字一向7番地1、最後の住所秋田県男鹿市船越字寺後46番地3、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和6年10月14日、出生の場所秋田県男鹿市、出生年月日昭和32年4月4日、職業無職 被相続人 亡 貝塚 敏彦 秋田市川尻みよし町1番49号 山内法律事務所 相続財産清算人 弁護士 福田 哲也 催告期間満了日 令和8年7月31日 秋田家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第9096号</p> <p>秋田市旭北栄町1番5号 申立人 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 本籍秋田県秋田市仁井田新田3丁目4番、最後の住所秋田市仁井田新田3丁目4番17号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和元年10月2日、出生の場所秋田県仙北郡神岡町、出生年月日昭和3年2月20日、職業無職 被相続人 亡 藤井サカエ</p>	<p>秋田市山王3丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3階B-5 相続財産清算人 司法書士 吉田 鮎子 催告期間満了日 令和8年7月31日 秋田家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第2116号</p> <p>山形市旅籠町2丁目3番25号 申立人 山形市長 佐藤 孝弘 本籍山形県山形市北山形1丁目687番地11、最後の住所山形市北山形1丁目1番2号、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日推定平成26年7月11日、出生の場所山形県山形市、出生年月日昭和26年8月20日、職業不明 被相続人 亡 佐藤 智信 山形市大字長谷堂177番地 相続財産清算人 司法書士 古内あかり 催告期間満了日 令和8年7月31日 山形家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第2122号</p> <p>東京都新宿区水道町3番1号 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構 本籍神奈川県横浜市港北区新吉田町5468番地9、最後の住所山形県東根市宮崎3丁目3番31号リープハウスー102、死亡の場所山形県西村山郡河北町、死亡年月日令和6年7月16日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和55年10月22日、職業不明 被相続人 亡 吉田 浩介 山形市旅籠町2丁目1番19号菊川明法律事務所 相続財産清算人 弁護士 森本 健一 催告期間満了日 令和8年7月31日 山形家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第675号</p> <p>茨城県潮来市潮来487-1 申立人 大森 和 本籍茨城県潮来市潮来143番地1、最後の住所茨城県潮来市潮来143番地1、死亡の場所茨城県鹿嶋市、死亡年月日令和6年11月23日、出生の場所茨城県行方郡潮来町、出生年月日昭和16年1月19日、職業飲食店経営 被相続人 亡 久保木 弘 茨城県神栖市神栖1丁目4番10号セントラルパレスビル103号 相続財産清算人 弁護士 安重 洋介 催告期間満了日 令和8年8月3日 水戸家庭裁判所麻生支部</p>	<p>令和7年(家)第30373号</p> <p>東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国 本籍千葉県千葉市中央区道場北1丁目127番地、最後の住所千葉市中央区道場北1丁目7番22号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日令和6年11月4日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和7年4月6日、職業無職 被相続人 亡 加藤 陽子 事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階佐野総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 山本 祐輝 催告期間満了日 令和8年8月7日 千葉家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第90784号</p> <p>東京都立川市柏町4丁目51番地の1 申立人 立川柏町住宅団地管理組合法人 代表者理事 高須 進一 本籍東京都杉並区宮前3丁目456番地、最後の住所東京都立川市柏町4丁目51番地の1柏町団地 6棟506号、死亡の場所東京都東大和市、死亡年月日令和3年5月5日、出生の場所秋田県平鹿郡雄物川町、出生年月日昭和14年10月5日、職業不明 被相続人 亡 高野 昭治 事務所東京都国分寺市本町3-9-16 本田ビル4F 武蔵国分寺法律事務所 相続財産清算人 弁護士 全 東周 催告期間満了日 令和8年7月30日 東京家庭裁判所立川支部</p> <p>令和7年(家)第90838号</p> <p>名古屋市中区丸の内3丁目5番10号 申立人 弁護士法人名城法律事務所 本籍東京都東大和市上北台2丁目403番地1、最後の住所東京都東大和市上北台2丁目403番地の1上北台住宅13-401号、死亡の場所東京都東大和市、死亡年月日令和7年5月23日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和35年3月22日、職業不明 被相続人 亡 小宮 稔 事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野坂上サンブライアナックス 404 アクシアルム法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中田 圭一 催告期間満了日 令和8年7月31日 東京家庭裁判所立川支部</p>	<p>令和7年(家)第3299号</p> <p>神奈川県平塚市紅谷町11番19号 申立人 平塚信用金庫 本籍神奈川県相模原市中央区千代田1丁目11番、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町三増859番地1、死亡の場所神奈川県愛甲郡愛川町、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所鹿児島県肝属郡高山町、出生年月日昭和24年10月9日、職業会社役員 被相続人 亡 大須 和人 事務所神奈川県厚木市中町3丁目1番2号YDビル3階 進藤・田村法律事務所 相続財産清算人 弁護士 田村 圭 催告期間満了日 令和8年7月30日 横浜家庭裁判所小田原支部</p> <p>令和7年(家)第40753号</p> <p>千葉県松戸市新松戸5-129 申立人 大江 智子 本籍千葉県千葉市緑区大高町40番地3、最後の住所横浜市神奈川区羽沢町984番地サンハイツ羽沢5棟301号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日平成27年12月26日、出生の場所千葉県山武郡土気町、出生年月日昭和42年3月13日、職業不明 被相続人 亡 菊池さえ子 事務所横浜市中区山下町252グランベル横浜ビル10階 相続財産清算人 弁護士 野呂 芳子 催告期間満了日 令和8年8月13日 横浜家庭裁判所</p> <p>令和7年(家)第7203号</p> <p>川崎市高津区下作延1丁目1番57号 申立人 阿部 君江 本籍神奈川県川崎市高津区下作延1丁目42番地、最後の住所川崎市高津区下作延1丁目1番52号、死亡の場所神奈川県川崎市高津区、死亡年月日推定令和6年6月11日から20日までの間死亡、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和43年6月28日、職業無職 被相続人 亡 村木 英児 川崎市川崎区駅前本町3番地1 NMF川崎東口ビル11階 川崎ふたば法律事務所 相続財産清算人 弁護士 田所 美佳 催告期間満了日 令和8年8月20日 横浜家庭裁判所川崎支部</p>
---	--	---	---

令和7年（家）第7149号

静岡県裾野市岩波230-13

申立人 甲斐健太郎

本籍神奈川県横浜市瀬谷区相沢3丁目26番地8、最後の住所神奈川県相模原市南区相武台3丁目10番15号 ハイツ松風102、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和7年6月18日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和31年7月30日、職業無職

被相続人 亡 梶山 義夫

神奈川県相模原市南区上鶴間本町4丁目51番24号 アーバーハイツ202号室 清水法律事務所

相続財産清算人 弁護士 清水 恒明

催告期間満了日 令和8年8月5日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年（家）第2895号

石川県河北郡津幡町字南中条へ104番地8

申立人 浦出 義哲

本籍富山県南砺市安清3141番地、最後の住所富山県南砺市安清3141番地、死亡の場所富山県南砺市、死亡年月日令和6年5月14日、出生の場所富山県東砺波郡高瀬村、出生年月日昭和16年11月24日、職業無職

被相続人 亡 浦出 義一

事務所富山県砺波市宮沢町1番51号アイビジョン2-A となみ野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 萩 健太郎

催告期間満了日 令和8年8月3日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年（家）第3186号

山梨県甲府市朝氣2丁目1番17号

申立人 飯田武美男

本籍山梨県甲府市宝1丁目828番地、最後の住所山梨県甲府市湯田2丁目5番1号加賀美方、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和24年4月9日、職業不明

被相続人 亡 中島 俊一

事務所山梨県甲府市丸の内3丁目21番10号ネクサスビル3階 加藤・藤本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤本 紗季

催告期間満了日 令和8年7月24日

甲府家庭裁判所

令和7年（家）第2190号

愛知県新城市宇東沖野20番地の12

申立人 社会福祉法人新城市社会福祉協議会
本籍愛知県新城市愛郷字用留2番地、最後の住所愛知県新城市愛郷字用留2番地、死亡の

場所愛知県新城市、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所愛知県南設楽郡海老町、出生年月日昭和10年3月16日、職業無職

被相続人 亡 渋谷志ず子

愛知県豊橋市前田町1丁目2番地の11 弁護士法人柴田・中川法律特許事務所

相続財産清算人 弁護士 赤松陽太郎

催告期間満了日 令和8年7月24日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年（家）第981号

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地

申立人 岡崎市長 内田 康宏

本籍愛知県豊田市扶桑町6丁目7番地、最後の住所愛知県岡崎市大西町字長入31番地5、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成25年7月25日、出生の場所福岡県田川郡猪位金村、出生年月日昭和24年4月23日、職業不明

被相続人 亡 村山 恭子

愛知県岡崎市上地1丁目13番地21イン・シーザン・コミュニティ1-B

相続財産清算人 弁護士 横井 克俊

催告期間満了日 令和8年8月6日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年（家）第4326号

岡山県倉敷市玉島乙島7471番地の748

申立人 富士ダルマ株式会社

本籍兵庫県川辺郡猪名川町柏梨田字城見288番地1、最後の住所大阪府河内長野市千代田町18番3号、死亡の場所大阪府大阪狭山市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所兵庫県川辺郡中谷村、出生年月日昭和29年3月31日、職業不明

被相続人 亡 酒井 義友

事務所大阪市北区天神橋2丁目北2番6号大和南森町ビル9階

相続財産清算人 弁護士 奥田 聰子

催告期間満了日 令和8年8月6日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第122号

名古屋市中区丸の内2丁目17番12号丸の内エーステートビル10階

申立人 司法書士法人ほのぼの法務事務所

本籍三重県多気郡大台町下三瀬476番地、最後の住所三重県伊勢市磯町1023番地3住宅型有料老人ホームいそかぜ、死亡の場所三重県

伊勢市、死亡年月日令和7年3月24日、出生の場所三重県多気郡大台町、出生年月日昭和17年5月10日、職業無職

被相続人 亡 角谷しげ子

事務所名古屋市西区稻生町1丁目10番地の2 相続財産清算人 司法書士 黒河 理絵

催告期間満了日 令和8年7月31日

津家庭裁判所伊勢支部

令和7年（家）第173号

三重県伊勢市宇治浦田1丁目5番8号

申立人 濱口 泰正

本籍三重県度会郡玉城町中楽665番地6、最後の住所三重県度会郡玉城町中楽665番地6、死亡の場所三重県度会郡玉城町、死亡年月日令和7年1月4日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和26年1月12日、職業不明

被相続人 亡 濱口 陽

事務所三重県伊勢市吹上1-7-7 きりん

第6ビル4階 奥村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥村 雅道

催告期間満了日 令和8年7月31日

津家庭裁判所伊勢支部

令和7年（家）第2120号

滋賀県草津市西渋川1丁目10番38号

申立人 有限会社エクセレント中村

本籍滋賀県愛知郡愛荘町沖350番地3、最後の住所滋賀県野洲市小南499番地107、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日推定令和6年11月13日、出生の場所滋賀県愛知郡角井村、出生年月日昭和28年8月18日、職業不明

被相続人 亡 森 恒雄

滋賀県大津市中央3丁目2番1号セザール大

津森田ビル4階大津中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古山 力

催告期間満了日 令和8年8月24日

大津家庭裁判所

令和7年（家）第70205号

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

申立人 高砂市

本籍兵庫県高砂市伊保町伊保崎2205番地、最後の住所兵庫県高砂市西畠3丁目1番1-308号、死亡の場所兵庫県高砂市、死亡年月日平成29年11月9日、出生の場所兵庫県印南郡伊保村、出生年月日昭和28年11月28日、職業不明

被相続人 亡 福本 富廣

事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊井 公策

催告期間満了日 令和8年7月31日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年（家）第5141号

岡山市北区南方3丁目5番25号

申立人 特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク

本籍岡山県加賀郡吉備中央町黒土1401番地、最後の住所岡山県倉敷市神田2丁目2番8号介護付有料老人ホーム みどりの郷 神田、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所岡山県玉野市、出生年月日昭和26年7月17日、職業無職

被相続人 亡 池上 信一

岡山県倉敷市阿知3丁目3番1号大橋ビル3階

相続財産清算人 弁護士法人あおば中央法律事務所

催告期間満了日 令和8年7月31日

岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年（家）第30448号

広島県東広島市西条町土与丸1108番地

申立人 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会本籍大分県宇佐市大字江須賀1582番地、最後の住所広島県東広島市西条町助実1879番地1リバーハイツシーズB棟14号、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和7年4月24日、出生の場所大分県宇佐市、出生年月日昭和7年2月18日、職業無職

被相続人 亡 穂吉吉之輔

事務所広島県東広島市八本松東3丁目29番5号司法書士ひぐち合同事務所

相続財産清算人 司法書士 小松志津枝

催告期間満了日 令和8年8月12日

広島家庭裁判所

令和7年（家）第328号

香川県高松市松島町2丁目13番25号

申立人 伊藤 雅啓

本籍香川県小豆郡土庄町上庄1981番地1、最後の住所香川県高松市松島町2丁目13番25号1階伊藤方、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所香川県小豆郡淵崎村、出生年月日昭和17年4月20日、職業無職

被相続人 亡 佐伯 清美

香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル5階 アローズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田村 祐一

催告期間満了日 令和8年8月31日

高松家庭裁判所

令和7年(家)第409号
 香川県高松市磨屋町5-8 立野省一法律事務所
 申立人 内井 啓介
 本籍香川県高松市多賀町2丁目7番、最後の住所香川県高松市多賀町2丁目7番12号、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年9月25日、出生の場所朝鮮黃海道載寧郡北栗面進礎里、出生年月日昭和7年8月3日、職業無職
 被相続人 亡 高田 幸子
 香川県高松市古新町1-6 NODAYAビル2階 高松まちかど法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 相本 茉樹
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 高松家庭裁判所

令和7年(家)第3024号
 大分県国東市国東町横手8528
 申立人 河野 美学
 本籍大分県国東市国東町横手8484番地1、最後の住所大分県杵築市大字杵築751番地2トレステーラ北浜103、死亡の場所大分県杵築市、死亡年月日令和7年8月4日、出生の場所大分県東国東郡国東町、出生年月日昭和58年11月6日、職業公務員
 被相続人 亡 河野 裕之
 事務所大分県杵築市大字杵築1455番地7 弁護士法人平山法律事務所杵築事務所
 相続財産清算人 弁護士 三宮 義博
 催告期間満了日 令和8年8月10日
 大分家庭裁判所杵築支部

令和7年(家)第3026号
 大分市大字中尾515番地9
 申立人 松岡 英介
 申立人手続代理人弁護士 森若 利幸
 本籍大分県杵築市大字溝井1192番地、最後の住所大分県杵築市大字杵築665番地734、死亡の場所大分県杵築市、死亡年月日令和7年1月14日、出生の場所大分県別府市、出生年月日昭和22年9月27日、職業仏壇店
 被相続人 亡 木本 武雄
 事務所大分県杵築市大字杵築1455番地7 弁護士法人平山法律事務所杵築事務所
 相続財産清算人 弁護士 平山 蒼太
 催告期間満了日 令和8年8月10日
 大分家庭裁判所杵築支部

令和7年(家)第9052号
 旭川市豊岡5条5丁目5番22号
 申立人 宮井千賀子
 本籍北海道旭川市6条通13丁目左6号、最後の住所旭川市豊岡1条2丁目2番10号 ざるぶ 101、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和6年7月19日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和24年8月31日、職業無職
 被相続人 亡 佐藤 友昭
 事務所旭川市4条通7丁目793-1 グラン旭川2階はしもと法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 橋本幸太郎
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 旭川家庭裁判所

令和7年(家)第30226号
 仙台市泉区上谷刈6丁目4番37号
 申立人 有限会社ホンゴウ
 本籍宮城県仙台市青葉区上杉3丁目426番地2、最後の住所仙台市泉区上谷刈6丁目8番29号リユーレントホンゴウⅡ-207、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日令和6年9月22日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和27年8月21日、職業不明
 被相続人 亡 河村富久子
 仙台市青葉区片平1丁目1番11号 カタヒラビル5階 菊地・小園法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小園 彰
 催告期間満了日 令和8年8月25日
 仙台家庭裁判所

令和7年(家)第9022号
 秋田県秋田市旭北栄町1番5号
 申立人 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
 本籍秋田県大館市小館花字中川原57番地1、最後の住所秋田県大館市柄沢字狐台51番地124、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日令和5年1月18日、出生の場所秋田県大館市、出生年月日昭和11年11月8日、職業無職
 被相続人 亡 武田ノリ子
 秋田県大館市字桜町37番地5
 相続財産清算人 司法書士 渡部 彰
 催告期間満了日 令和8年7月27日
 秋田家庭裁判所大館支部

令和7年(家)第30087号
 茨城県水戸市見川5-122-4
 申立人 高橋 廣美
 本籍茨城県水戸市見川5丁目127番地88、最後の住所茨城県水戸市見川5丁目127番地の88、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和4年10月11日頃から20日頃までの間、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和33年4月25日、職業無職
 被相続人 亡 大場 智子
 茨城県水戸市南町3丁目4番57号 水戸セントラルビル3階 丹下・小沼法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 牧野 拓真
 催告期間満了日 令和8年7月27日
 水戸家庭裁判所

令和7年(家)第20164号
 群馬県前橋市広瀬町2丁目3番地11
 申立人 堤 聰
 本籍東京都豊島区上池袋4丁目2371番地、最後の住所群馬県前橋市山王町1丁目10番地19、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年8月13日、出生の場所滝野川区、出生年月日昭和12年8月3日、職業無職
 被相続人 亡 堤 利雄
 群馬県高崎市岩押町32番地2 ミノルマンション101 村越芳美法律事務所
 相続財産清算人 村越 芳美
 催告期間満了日 令和8年8月3日
 前橋家庭裁判所

令和7年(家)第80471号
 埼玉県さいたま市桜区南元宿2丁目3番25号
 申立人 根岸 淳子
 本籍埼玉県朝霞市大字上内間木180番地8、最後の住所埼玉県朝霞市大字上内間木180番地の8、死亡の場所埼玉県朝霞市、死亡年月日令和4年7月推定21日から31日までの間、出生の場所埼玉県熊谷市、出生年月日昭和25年9月23日、職業無職
 被相続人 亡 根岸 吉男
 事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-16浦和大熊ビル3階 つきのみや法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中村 弘毅
 催告期間満了日 令和8年8月5日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80507号
 埼玉県さいたま市見沼区深作2丁目20番地24
 申立人 加藤 君子
 本籍大阪府大阪市福島区吉野2丁目3番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区本丸3丁目3番9号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年9月25日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和39年9月3日、職業会社員
 被相続人 亡 板橋 由夫
 事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-21高砂武蔵ビルディング301号 田原総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 濱田左千子
 催告期間満了日 令和8年8月4日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10287号
 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
 申立人 入間市
 本籍東京都杉並区松ノ木3丁目1114番地、最後の住所埼玉県入間市鍵山1丁目15番10号、死亡の場所埼玉県狭山市、死亡年月日令和5年10月17日、出生の場所東京府豊多摩郡杉並町、出生年月日昭和7年4月15日、職業無職
 被相続人 亡 横山 鈴子
 事務所埼玉県川越市南通町1番地5 クリオ川越壱番館105号室 時の鐘法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 関根 悠馬
 催告期間満了日 令和8年7月24日
 さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第3044号
 埼玉県戸田市笛木北町10番地の17コスモティ戸田グランキューブ1004号室
 申立人 平田 閑
 本籍東京都練馬区関町東2丁目甲175番地、最後の住所埼玉県南埼玉郡宮代町宮代1丁目3番14号、死亡の場所埼玉県戸田市、死亡年月日令和7年5月4日、出生の場所山梨県北巨摩郡若神子村、出生年月日昭和20年7月24日、職業無職
 被相続人 亡 三ツ橋 直
 事務所さいたま市浦和区高砂3-7-6 武笠ビル3階 仲里建良法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 仲里 建良
 催告期間満了日 令和8年8月10日
 さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第40967号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍神奈川県横浜市栄区若竹町21番、最後の住所神奈川県横浜市栄区若竹町21番10号、死亡の場所神奈川県横浜市神奈川区、死亡年月日令和7年5月3日、出生の場所大阪府大阪市住之江区、出生年月日昭和58年12月9日、職業不明
被相続人 亡 佐々木雅晃
事務所神奈川県横浜市中区山下町223-1 N U関内ビル4階
相続財産清算人 弁護士 今井 史郎
催告期間満了日 令和8年8月13日 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第41027号
神奈川県横浜市中区尾上町2丁目16番地1
申立人 横浜信用金庫
本籍神奈川県横浜市栄区亀井町1895番地2、最後の住所神奈川県横浜市栄区上之町44番14号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和7年7月4日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和31年12月26日、職業会社役員
被相続人 亡 小野 義友
事務所神奈川県鎌倉市大船1-26-29大船セントアーヴィング3階
相続財産清算人 弁護士 関本 和臣
催告期間満了日 令和8年8月13日 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7099号
千葉県銚子市双葉町5番地の5
申立人 銚子信用金庫
本籍千葉県銚子市野尻町303番地1、最後の住所千葉県銚子市野尻町303番地の1、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日令和7年3月12日、出生の場所千葉海上郡椎柴村、出生年月日昭和18年10月6日、職業養豚業
被相続人 亡 宇喜野政勝
事務所千葉県匝瑳市八日市場イ83番地弁護士法人房総法律八日市場事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 幸也
催告期間満了日 令和8年8月25日 千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第10569号
石川県金沢市寺町3丁目6番15号
申立人 金沢スカイハイツ管理組合法人
本籍富山県高岡市米島492番地3、最後の住所石川県金沢市寺町3丁目6番15号 金沢スカイハイツ506号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和3年10月20日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和15年8月20日、職業不明
被相続人 亡 川西 順一
事務所金沢市大手町15-11 大手町ハイム403号 中島・早川・北村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北村 勇樹
催告期間満了日 令和8年7月31日 金沢家庭裁判所

令和7年(家)第11171号
石川県白山市馬場1丁目5番地
申立人 田中 均
本籍石川県鳳珠郡能登町字柳田七部199番甲地、最後の住所石川県金沢市別所町ク10番地ハビリポート若葉、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年10月11日、出生の場所石川県鳳至郡柳田村、出生年月日昭和15年2月18日、職業無職
被相続人 亡 円山 治郎
事務所金沢市田上の里1丁目152番地
相続財産清算人 司法書士 加藤 美帆
催告期間満了日 令和8年7月31日 金沢家庭裁判所

令和7年(家)第8776号
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
申立人 石川県
本籍石川県小松市木場町ホ18番地、最後の住所石川県小松市相生町87番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所石川県小松市、出生年月日昭和14年6月12日、職業不明
被相続人 亡 北 茂雄
石川県小松市芦田町2丁目18番地
相続財産清算人 坂本 大輔
催告期間満了日 令和8年7月31日 金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第572号
岐阜県本巣市上真桑445番地
申立人 有限会社サンコフ
本籍岐阜県本巣市根尾中196番地、最後の住所岐阜県本巣郡北方町高屋太子2丁目12番地の3、死亡の場所岐阜県本巣郡北方町、死亡年月日令和6年5月10日、出生の場所岐阜県本巣郡根尾村、出生年月日昭和44年2月12日、職業不明
被相続人 亡 所 隆明
事務所岐阜市美江寺町1-22 奥村ビル2階伊藤健文法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 健文
催告期間満了日 令和8年8月4日 岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第40470号
神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
本籍秋田県湯沢市岩崎字岩崎2番地、最後の住所神戸市長田区長尾町2丁目7番8号長尾文化1階、死亡の場所兵庫県神戸市長田区、死亡年月日推定令和元年5月16日、出生の場所秋田県湯沢市、出生年月日昭和21年9月26日、職業不明
被相続人 亡 高橋 和夫
神戸市中央区中町通2丁目1番18号 J R 神戸駅NKビル6階 方円法律事務所
相続財産清算人 弁護士 遠藤 創史
催告期間満了日 令和8年8月7日 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70236号
兵庫県美方郡香美町村岡区和池171
申立人 安藤 優史
本籍兵庫県西宮市東山台3丁目5番地5、最後の住所兵庫県西宮市東山台3丁目5番地5、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日令和6年1月12日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和41年7月9日、職業医師
被相続人 亡 安藤 康一
事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目8-1 ゆとり生活館AM I S 5階弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立友季世
催告期間満了日 令和8年8月5日 神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第3107号
大阪府大阪市東淀川区東中島2-5-14松村マンション101号室
申立人 株式会社大阪N o. 1 コーポレーション
本籍滋賀県彦根市稻部町140番地、最後の住所滋賀県彦根市芹橋2丁目4番30号、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日推定平成29年7月25日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和13年7月6日、職業不明
被相続人 亡 藤野 清
滋賀県彦根市小泉町300番地9 サンロードビルⅡ 4階401号室 南彦根法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小財 憲司
催告期間満了日 令和8年8月26日 大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第81451号
奈良県大和郡山市北郡山町166番地2
申立人 辻 隆司
本籍奈良県奈良市東九条町1424番地、最後の住所大阪市西淀川区佃5丁目12番2-1004号、死亡の場所大阪府大阪市西淀川区、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和24年3月11日、職業無職
被相続人 亡 辻 三保子
大阪市北区天神橋2丁目3番8号 M F 南森町ビル4階
相続財産清算人 弁護士 曽我部晋太
催告期間満了日 令和8年8月24日 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第70227号
兵庫県たつの市龍野町富永492番地8
申立人 松本 文雄
本籍兵庫県赤穂郡上郡町中野320番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町中野320番地、死亡の場所兵庫県宍粟市、死亡年月日令和7年1月23日、出生の場所兵庫県揖保郡新宮町、出生年月日昭和23年4月1日、職業無職
被相続人 亡 榎並 幾代
事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2 弁護士法人藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上月 祐
催告期間満了日 令和8年7月31日 神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年（家）第30417号
広島市東区中山新町3丁目15-28
申立人 谷川 弘子
本籍広島県呉市倉橋町甲2822番地、最後の住所広島市安佐南区東野3丁目16番7-203号、死亡の場所広島県広島市中区、死亡年月日令和7年5月16日、出生の場所広島県安芸郡倉橋町、出生年月日昭和36年1月11日、職業無職
被相続人 亡 石川勢津子
事務所広島市中区上八丁堀7番10号HSビル2階 弁護士法人板根富規法律事務所
相続財産清算人 弁護士 板根 富規
催告期間満了日 令和8年7月29日
広島家庭裁判所

令和7年（家）第481号
愛媛県松山市余戸中6丁目4番30号
申立人 株式会社竹田ビル
本籍愛媛県松山市寺町4丁目11番、最後の住所愛媛県松山市余戸中6丁目4番30号竹田ビル607号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日推定令和6年3月21日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和49年6月15日、職業リフォーム工事下請
被相続人 亡 清水 正栄
愛媛県松山市三番町4丁目3番地9香川ビル3階
相続財産清算人 司法書士 藤村 淳
催告期間満了日 令和8年8月10日
松山家庭裁判所

令和7年（家）第30303号
広島市安佐南区西原8丁目38番7号
申立人 山本 里美
本籍広島県安芸高田市甲田町上小原2248番地、最後の住所広島市東区戸坂南2丁目9番15号、死亡の場所広島市東区、死亡年月日平成21年12月7日、出生の場所広島県高田郡甲田町、出生年月日昭和17年10月28日、職業不明
被相続人 亡 土居 正夫
主たる事務所広島市佐伯区海老園1丁目5番51号
相続財産清算人 司法書士法人高尾事務所
催告期間満了日 令和8年8月6日
広島家庭裁判所

令和7年（家）第30419号
広島県安芸郡府中町浜田2丁目23番2号
申立人 中川 知子

本籍福岡県北九州市八幡東区大字尾倉1777番地、最後の住所広島市安佐南区祇園3丁目5番29号 西川アパート101号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日令和6年6月21日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和26年4月30日、職業不明
被相続人 亡 飯田 二男
事務所広島市中区八丁堀9番1号 リビオーネ八丁堀401号
相続財産清算人 司法書士 益田 圭
催告期間満了日 令和8年8月6日
広島家庭裁判所

令和7年（家）第30077号
広島県三原市港町3丁目5番1号
申立人 三原市長 岡田 吉弘
本籍広島県三原市館町2丁目4148番地12、最後の住所広島県三原市館町2丁目15番5号、死亡の場所広島県三原市、死亡年月日令和7年3月11日頃から20日頃までの間、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和40年10月15日、職業不明
被相続人 亡 中川 雅弘
事務所広島県三原市城町1丁目25番6号三原マリンビル3階
相続財産清算人 司法書士 梶山 正宣
催告期間満了日 令和8年8月7日
広島家庭裁判所尾道支部

相続財産清算人の改任
次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和4年（家）第275号
埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
申立人 株式会社埼玉りそな銀行
本籍福島県いわき市平字新川町36番地、最後の住所埼玉県吉川市大字平沼1272番地、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和2年9月16日、出生の場所德島県板野郡吉野町、出生年月日昭和48年2月22日、職業会社役員
被相続人 亡 大塚 秀明
埼玉県越谷市南越谷4丁目1番地12号弁護士法人アームズ法律事務所
改任前の相続財産清算人 浅水 尚伸
埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階弁護士法人江原総合法律事務所
改任後の相続財産清算人 黒澤 洋介
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年（家）第71888号
東京都中野区中野4丁目6-15
申立人 東京都中野都税事務所長
本籍東京都杉並区井草2丁目79番地、最後の住所東京都中野区白鷺2丁目50番19-1922号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日令和6年7月7日、出生の場所不詳、出生年月日昭和5年4月25日、職業不明
被相続人 亡 平山 友一
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業改任前の相続財産清算人 弁護士 澤口 鉄馬
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業改任後の相続財産清算人 弁護士 柿原 達哉
東京家庭裁判所

失踪に関する届出の催告
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第775号
青森県青森市沖館5丁目8番25号
申立人 成田 正孝
本籍青森県青森市青柳2丁目32番地、最後の住所青森県青森市大字大町129番地
不在者 管原 正二
大正12年11月15日生
届出期間満了日 令和8年5月11日
青森家庭裁判所

令和7年（家）第459号
兵庫県丹波市柏原町見長168番地5
申立人 宮越 幾美
本籍兵庫県尼崎市下坂部2丁目41番地、最後の住所兵庫県丹波市柏原町見長168番地5
不在者 宮越 大作
昭和18年4月29日生
届出期間満了日 令和8年5月7日
神戸家庭裁判所柏原支部

令和7年（家）第351号
静岡県浜松市中央区西ヶ崎町699-3
申立人 長谷川ちづ子
本籍静岡県浜松市中央区西ヶ崎町699番地3、最後の住所静岡県浜松市中央区西ヶ崎町699-3
不在者 長谷川卓司
昭和13年8月1日生
届出期間満了日 令和8年5月7日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年（家）第786号
佐賀県唐津市北波多大杉966番地
申立人 清水 清孝
本籍佐賀県唐津市北波多大杉1037番地、最後の住所広島県安佐南区祇園1丁目16番19号-204号
不在者 清水 義孝
昭和27年11月30日生
届出期間満了日 令和8年5月8日
広島家庭裁判所

失踪宣言

令和7年（家）第549号
本籍埼玉県さいたま市岩槻区加倉4丁目1361番地3、最後の住所埼玉県岩槻市加倉4丁目28番6号
不在者 新井富士夫
昭和34年2月10日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第59号
本籍宮崎県小林市堤2102番地、最後の住所千葉県市川市鬼高2丁目14番12号 第2ファミリ工莊106号
不在者 小川 虎尾
昭和21年1月10日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年（家）第1823号
本籍福島県石川郡石川町大字赤羽字達中久保62番地、最後の住所不詳
不在者 佐川 昌洋
昭和3年10月28日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1824号
本籍福島県石川郡石川町大字赤羽字達中久保
62番地、最後の住所不詳
不在者 佐川 年男
昭和6年1月14日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第6719号
本籍千葉県千葉市中央区本町3丁目117番地、
最後の住所不明
不在者 鶴岡 貞子
明治44年9月5日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第1009号
本籍東京都豊島区池袋本町2丁目358番地、
最後の住所東京都豊島区池袋本町2丁目15番
16号 友和荘
不在者 遠藤 信夫
昭和10年2月10日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2287号
国籍韓国、最後の住所不明
不在者 張 一三（藤原一三）
西暦1925年5月7日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2779号
本籍千葉県南房総市千倉町北朝夷568番地、
最後の住所不明
不在者 高木 よし
大正9年3月1日生
令和8年1月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年（家）第694号
本籍埼玉県さいたま市緑区大字大間木371番
地5、住所福岡市博多区堅粕5-6-31-
201
申立人（失踪者） 橋口 明
昭和30年11月3日生
令和8年1月6日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年（ヘ）第1号

福島県南相馬市原町区零字上江253番地の20
申立人 松本 定道

権利の届出の終期 令和8年1月5日

令和8年1月6日 相馬簡易裁判所
(別紙) 目 錄

(1)土地 南相馬市小高区大井字妙見平113番
畝 247平方メートル

(2)登記年月日番号 福島地方法務局相馬支局明治
36年3月30日受付第2763号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 抵当権設定

原因 明治36年3月28日米借用

債権価格 玄米3石2斗

利息 年2割

権利者 相馬郡小高町大井字清信110番地
高崎 佐助

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年（フ）第170号**

川崎市中原区宮内2丁目13番28号

破産者 原 直希

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和5年（フ）第2055号

名古屋市中村区長篠町3丁目48番地 ラ
フォーレ中村303号、開始決定時の住所名古
屋市中村区元中村町3丁目67番地

破産者 佐藤 徹

1 決定年月日 令和8年1月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第128号

岩手県盛岡市永井19地割38番地59 マンショ
ンサンライズ205号、開始決定時の住所盛岡
市向中野字細谷地76番地1 ルーチェソラ
レA101号

破産者 小林 健一

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第10号

栃木県小山市大字寒川1106番地2、従前の住
所東京都八王子市長房町200番地20

破産者 増田 雅由

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年（フ）第820号

川崎市川崎区港町3番1-306号

破産者 細岡 博明

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年（フ）第846号

川崎市川崎区小田3丁目8番5号

破産者 矢部 敏裕

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第359号

川崎市川崎区大島5丁目7番12号

破産者 丹野ひろみ

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第566号

川崎市幸区南幸町2丁目57番地1 スカイ
コート川崎西口 304

破産者 伊舎堂 恵

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第229号

京都市山科区柳沢西浦町41番地の85 柳辻団
地B棟418

破産者 開主 滋雄

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第48号

長崎県諫早市貝津町744番地5

破産者 新谷 武

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年（フ）第160号

鹿児島市大黒町1番8号 丸ビル703号

破産者 今門しづ子

1 決定年月日 令和8年1月14日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第44号
鹿児島県姶良市鍋倉1463番地、開始決定時の住所鹿児島県姶良市三拾町1236番地
破産者 玉島 誠
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第7号
鹿児島県伊佐市菱刈徳辻145番地
破産者 山下 翔大
1 決定年月日 令和8年1月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第30号
北海道帯広市東2条南13丁目19番地 まるせん第2ハイム303号室、前住所北海道河東郡音更町新通1丁目4番地2
破産者 堀部 三洋
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第284号
神奈川県藤沢市善行団地5番8-403号
破産者 山田 義晃
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第161号
浜松市浜名区八幡539番地の17
破産者 酒井 宏彰

1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第19号
熊本県天草市有明町赤崎384番地
破産者 園田 一彦
1 決定年月日 令和8年1月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部
破産債権の届出期間及び一般調査期間
令和7年(フ)第189号
宮崎県西都市大字茶臼原309番地、開始決定時の住所宮崎県兒湯郡新富町大字新田8525番地6 ヤマニハウスC棟
破産者 安積 一仁
1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
2 一般調査期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで
令和8年1月15日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第352号
宮崎県兒湯郡高鍋町大字上江8307番地 グリーンステージ102号
破産者 和田 善広
1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
2 一般調査期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで
令和8年1月15日 宮崎地方裁判所破産係
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第1199号
千葉県市川市宮久保1丁目31番8号
破産者 山林 純
異議申述期間 令和8年3月9日まで
令和8年1月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第444号
千葉県柏市みどり台4丁目13番1号
破産者 田村愛佑奈
異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1789号
千葉県柏市みどり台4丁目13番1号
破産者 田村愛佑奈
異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1547号
名古屋市港区明正1丁目50番地
破産者 梅田 淳
異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2464号
名古屋市南区大堀町20番11号 大堀ビル402号、従前の住所静岡県沼津市北高島町5番13号 ルネパレス北高島204
破産者 福地 恒大
異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第4861号
大阪府寝屋川市国松町27番7号
破産者 有限会社イングス・コーポレーション
異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4862号
大阪府寝屋川市国松町27番7号
破産者 河原 和平
異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1852号
千葉県市川市原本1丁目8番7-302号 (メイローズ原本)
破産者 目黒 和樹
異議申述期間 令和8年3月12日まで
令和8年1月15日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第4453号
大阪市浪速区戎本町1丁目9番22号 グレースカーサM 401号
破産者 山本依知佳
異議申述期間 令和8年3月12日まで
令和8年1月15日 大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間

令和7年(フ)第6823号
千葉県千葉市美浜区高洲3丁目15-6-1106
破産者 井上 研一
免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
令和8年1月14日 東京地方裁判所民事第20部
特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第101号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3523番地
清算株式会社 株式会社魚敬
代表清算人 蛭田美代子
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 次の協定を認可する。

協定
第1 通則
1 本協定の対象となる債権
特別清算会社株式会社魚敬（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、令和7年9月29日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。

2 債権額
協定債権者の令和7年9月29日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。

第2 按分弁済
1 特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から1か月以内に、資産の換価代金から、第3に定める債権の弁済額及び必要な費用を控除した残高を、別紙「本件協定債権額一覧」に応じて按分して弁済する。
2 前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
3 協定債権者は、第1項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4 第1項の規定による弁済の後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第3項の規定により行った残債務の免除は、新たに按分弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

5 特別清算開始決定日以降、本件協定債権の全部又は一部について債権の移転があつた場合においても、変更前の協定債権者とその有する本件協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

第3 共益的及び優先債権

協定債権者の共同利益のためにする裁判上の諸費用、清算業務遂行に要する諸費用及び特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じた債権などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権は、隨時弁済することができる。

(別紙省略)

横浜地方裁判所横須賀支部

再生債権の一般調査期間変更

令和7年（再）第34号

東京都港区芝2丁目1番30号
再生債務者 中央建設株式会社
主文 再生債権の一般調査期間を令和8年2月12日から令和8年2月19日までと変更する。

令和8年1月9日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年（再イ）第64号

千葉県佐倉市西志津1丁目10番7-401号
再生債務者 倉田裕美子
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（再イ）第42号

秋田県潟上市天王字北野326番地28
再生債務者 森川 祐希

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月25日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第120号

埼玉県狭山市広瀬台3丁目22番29号

再生債務者 下田 佳祐

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第28号

千葉県大網白里市池田83番地1 バラツツオ
205号

再生債務者 金子 礼卓

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再イ）第5号

北海道標津郡中標津町西6条南2丁目2番地

3メゾンジュノー102

再生債務者 倉形 健治

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年2月25日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和7年（再イ）第59号

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西1丁目10番地

1 ルネサンス プレミアム・サイト1204

再生債務者 鮫島 恵（旧姓大河内）

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月2日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年（再イ）第234号

千葉市緑区あすみが丘東2丁目1809番地175
再生債務者 野村かおり

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第65号

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1178番地1（三浦
コーポ102号室）

再生債務者 平岡 勝彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年2月25日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第335号

名古屋市守山区吉根2丁目903番地の1

再生債務者 長谷川裕樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月27日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第307号

札幌市北区屯田7条2丁目7番24号

再生債務者 遠藤 祐一

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月27日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第19号

北海道余市郡余市町栄町588番地

再生債務者 宮口 雅矢

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年（再イ）第42号

青森市大字新城字平岡151番地199

再生債務者 張山 俊樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第28号

栃木県大田原市佐久山3140番地1

再生債務者 八木澤三代子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月27日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（再イ）第2号

栃木県大田原市紫塚3丁目2608番地27

再生債務者 鴨志田一美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月27日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年（再イ）第69号 千葉県印西市滝野6丁目12番12号 再生債務者 工藤 廣司 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（再イ）第125号 青森県平川市松崎亀井1番地11 再生債務者 田沢 守 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 津地方裁判所四日市支部	令和7年（再イ）第25号 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月19日まで
令和7年（再イ）第45号 神奈川県小田原市飯泉1426番地の8 再生債務者 小倉 涼 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第121号 千葉県松戸市幸谷1507番地の29 再生債務者 日坂 学 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和8年（再イ）第1号 青森地方裁判所弘前支部 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで
令和7年（再イ）第66号 神奈川県秦野市堀西380番地の7 再生債務者 北村 瞳美 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第129号 千葉県松戸市小金原9丁目29番地の3 再生債務者 鈴木 真純 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和8年（再イ）第2号 盛岡地方裁判所一関支部 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで
令和7年（再イ）第105号 静岡県榛原郡吉田町住吉81番地の4 再生債務者 由川 和弘 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第118号 千葉県柏市篠籠田1268番地2 再生債務者 小林翔珠那 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和8年（再イ）第2号 岩手県大船渡市盛町字下館下24番地49 再生債務者 佐藤 浩人 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで 水戸地方裁判所麻生支部
令和7年（再イ）第58号 三重県四日市市城東町17番10-403号 ライオンズマンション四日市城東町 再生債務者 松原一博こと 沈 一博	令和7年（再イ）第169号 兵庫県三木市宿原184番地の1 再生債務者 木下 佳典 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第27号 福島市丸子字芳堀9番地の3 再生債務者 渡邊 嘉博 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで 福島地方裁判所
	令和7年（再イ）第16号 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第40号 さいたま地方裁判所熊谷支部 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月18日まで
		令和7年（再イ）第52号 埼玉県熊谷市拾六間820番地26 再生債務者 福嶋 弘 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月18日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第135号

千葉県松戸市胡録台164番地の26 パークハイツ胡録台202号、前住所千葉県松戸市二十世紀が丘中松町80番地 松戸フラット710号
再生債務者 下村 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第484号

東京都国立市東3-31-25

再生債務者 日野 篤志

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第598号

東京都杉並区西荻北4-3-14 ジョイフル西荻二番館302

再生債務者 宮本 美幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第154号

東京都三鷹市下連雀3丁目15番13-201号

再生債務者 岡田 紘幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第158号

東京都狛江市岩戸南3丁目8番12号

再生債務者 竹内 良

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第172号

神奈川県大和市福田35番地7

再生債務者 大堀 貴志

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第177号

横浜市泉区領家4丁目1番地3 ステージ山手台サウス一番館405号

再生債務者 土屋 純一

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第84号

川崎市中原区上小田中1丁目30番2-206号

レオパレスメモラブルⅠ

再生債務者 菅 隆幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第43号

三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ43番30号 グランプリ202号（前住所）三重県鈴鹿市大池3丁目12番13号 ビジネス大池205号

再生債務者 山花 紳咲

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで

津地方裁判所再生係

令和7年（再イ）第24号

三重県名張市梅が丘北5番町98番地

再生債務者 副島 清寿

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

津地方裁判所伊賀支部

令和7年（再イ）第114号

京都府京田辺市宮津北浦11番地の2

再生債務者 井上 真一

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月2日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第539号

大阪府高槻市富田町6丁目21番3号 下村ハイツ201号

再生債務者 田嶋 裕紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第567号

大阪府枚方市楠葉朝日3丁目10番30-202号

再生債務者 佐藤 雅俊

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第588号

大阪府高槻市安満西の町31番1-106号

再生債務者 志垣 良和

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第52号

和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口902番地7

再生債務者 日に向かうcafe&barこと
松原 友子

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第130号

広島県東広島市西条町西条東913番地2 ライラック201号

再生債務者 石井奈々絵

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第142号	広島市安佐南区中筋1丁目20番11号 再生債務者 伊藤美智恵 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第30号	山口県宇部市恩田町5丁目10番71-133号 再生債務者 大村 翔 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年（再イ）第38号	高知市秦南町1丁目5番46号 コーポ西村D-2 再生債務者 楠瀬 健朗 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第12号	福岡県柳川市大和町栄477番地 再生債務者 白谷 友和 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係
小規模個人再生による再生計画不認可	小規模個人再生による再生計画不認可
令和7年（再イ）第68号	東京都国分寺市西恋ヶ窪4丁目24番地1 再生債務者 日下部良明

1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年12月26までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条2項5号に定める事由がある。 令和8年1月15日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 小規模個人再生による再生計画取消	令和7年（再口）第29号 大阪府枚方市茄子作3丁目22番8号 再生債務者 サザンクロスこと 山盛 幸一 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和元年（再イ）第61号 川崎市幸区北加瀬1丁目34番1-405号 ドエル夢見ヶ崎 再生債務者 松下 寛和 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和2年4月8日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和8年1月14日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 小規模個人再生による再生手続廃止	令和7年（再口）第3号 千葉県佐倉市中志津3丁目31番5号 再生債務者 野田 修一 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月13日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年（再イ）第30号 千葉県四街道市大日496番地3 再生債務者 鎌田 巧輝 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和8年1月9日 千葉地方裁判所佐倉支部 給与所得者等再生による再生手続開始	令和7年（再口）第12号 広島市佐伯区五日市町大字皆賀503番地8 再生債務者 藤谷 彩 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年2月12日まで 令和8年1月14日 広島地方裁判所民事第4部 給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再イ）第5号 千葉県柏市高田1020番地3 再生債務者 小西 孝昌 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再口）第1号 長野県佐久市横和452番地1 再生債務者 柳澤 舞依 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 長野地方裁判所佐久支部
令和7年（再口）第10048号 東京都杉並区成田東5-1-32-203 再生債務者 村田 真宏 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再口）第2号 青森県黒石市大字温湯字新道下8番地2 再生債務者 川原田隆経 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 青森地方裁判所弘前支部

令和7年（再口）第5号 埼玉県本庄市児玉町児玉1236番地9 再生債務者 佐久間敬之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（再口）第1号 富山市中2丁目9番28-102号 ル・クール 再生債務者 鷹合 利之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月15日 富山地方裁判所民事部
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年（チ）第5号 三重県松阪市殿町1340番地1 申立人 松阪市 代表者市長 竹上 真人 住所・居所 不明 (亡西飯恵子の最後の住所) 三重県松阪市稻木町1045番地35 所有者 亡西飯恵子相続財産
届出期間満了日 令和8年3月13日 令和8年1月13日 津地方裁判所松阪支部 (別紙) 物件目録
1 所在 松阪市稻木町字伊勢ヶ前 地番 1045番35 地目 宅地 地積 176.75平方メートル 2 所在 松阪市稻木町字伊勢ヶ前1045番地35 家屋番号 1045番35 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 96.05平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
申立人 北海道電力ネットワーク株式会社
(亡梅田洋一の最後の住所) 北海道紋別市大山町2丁目17番7号
(不動産登記記録上の住所) 北海道紋別市大山町2丁目20番地16
所有者 亡梅田洋一相続財産

届出期間満了日 令和8年3月12日

令和8年1月13日 旭川地方裁判所紋別支部
(別紙) 物件目録

- 所在 紋別市大山町二丁目
地番 20番17
地目 原野
地積 1753平方メートル
- 所在 紋別市大山町二丁目
地番 20番52
地目 原野
地積 74平方メートル

令和7年(チ)第8号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
代表者法務大臣 平口 洋
千葉市中央区中央港一丁目11番3号
申立人指定代理人 千葉地方法務局訟務部門
上席訟務官 北濱 基紀
千葉県香取市佐原イ4149
申立人指定代理人 国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所用地課 課長 大根 繁
(亡『小嶋 英雄』の最後の住所及び不動産登記記録上の住所) 茨城県土浦市板谷四丁目716番地21
所有者 亡『小嶋 英雄』

住所・居所 不明

(最後の住所) 茨城県土浦市板谷四丁目716番地21

亡『小嶋 英雄』相続人 王 櫻芬 (WANG YING FEN)

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和8年1月13日

千葉地方裁判所八日市場支部

(別紙) 物件目録

- 所在 銚子市笛本町

地番 176番1

地目 田

地積 139平方メートル

令和7年(チ)第23号

広島県東広島市西条栄町8番29号

申立人 東広島市長 高垣 廣徳

住所・居所 不明

所有者 城福 チカ

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和8年1月13日 広島地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 東広島市八本松町正力字焼屋旗

地番 678番1

地目 山林

地積 1564平方メートル

- 所在 東広島市八本松町正力字焼屋旗

地番 681番2

地目 原野

地積 309平方メートル

令和7年(チ)第20号

北九州市小倉北区明和町9番1号

申立人 株式会社妙見水

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 茨城県日立市本宮町3丁目4番8-204号

所有者 網谷 政子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 鹿児島県串木野市下名6227番地

所有者 平原 淑子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 筑紫野市大字二日市855番地1

所有者 秋庭 正一

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和8年1月13日

福岡地方裁判所第4民事部

(別紙) 物件目録

- 所在 宗像市須恵4丁目

地番 1506番66

地目 雜種地

地積 280平方メートル

所有者 網谷 政子

- 所在 宗像市須恵4丁目

地番 1506番91

地目 雜種地

地積 280平方メートル

所有者 平原 淑子

- 所在 宗像市須恵4丁目

地番 1506番75

地目 雜種地

地積 280平方メートル

所有者 秋庭 正一

令和7年(チ)第4号

熊本県八代市鏡町上鏡560番地2

申立人 高守 禮子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 熊本県八代郡鏡町上鏡560番地

所有者 高守 貞記

届出期間満了日 令和8年3月6日

令和8年1月13日 熊本地方裁判所八代支部

(別紙) 物件目録

所在 八代市鏡町上鏡字島松

地番 560番2

地目 宅地

地積 388.49平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第11号

福島県いわき市平字梅本21番地

申立人 いわき市長 内田 広之

住所・居所 不明

(最後の住所) いわき市勿来町閑田西一丁目

6番地の3

所有者 鈴木ミサヲ

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和8年1月13日

福島地方裁判所いわき支部

(別紙) 物件目録

所在 いわき市常磐三沢町傾城作112番地

家屋番号 112番

種類 居宅

構造 木造亞鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 52.90平方メートル

令和7年(チ)第6号

兵庫県南あわじ市津井1886番地

申立人 有限会社興津工業所

代表者取締役 内橋 慎一

兵庫県南あわじ市津井1983

申立人 興津 忠宏

兵庫県洲本市下内膳696-8

申立人 加野 明宏

大阪府和泉市光明台三丁目12番4号

申立人 興津 信作

住所・居所 不明

(住民票上の最後の住所) 兵庫県南あわじ市津井1960番地

所有者 亡眞口勝

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和8年1月13日 神戸地方裁判所洲本支部

(別紙) 物件目録

- 所在 南あわじ市津井1960番地

家屋番号 未登記

種類 居宅

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 84.24平方メートル

- 所在 南あわじ市津井1960番地

家屋番号 未登記

種類 居宅

構造 ブロック造かわらぶき平家建

床面積 33.6平方メートル

- 所在 南あわじ市津井1960番地

家屋番号 未登記

種類 倉庫

構造 ブロック造かわらぶき平家建

床面積 26平方メートル

会社その他の公告

合併公告

(甲) 掲載 官報
左記会社は合併して申は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戌及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戌及び己は解散することにいたしました。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) <http://www.mmc.com/>

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十三日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
(甲) BTホールディングス株式会社
代表取締役 松岡 修
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
(乙) ビット・ホールディングス株式会社
代表取締役 大公龍一郎

(甲) 掲載 官報
の連絡にて、本件は官報に掲載された旨が記載されています。
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のと
です。

賀歳の日付 令和七年七月二十四日

掲載の日付 令和十五年七月二十四日
掲載頁 二三五頁（号外第一六九号）

掲載の日付 令和七年七月十一日
掲載頁 八十五頁（号外第一六〇号）

(内) 搭載官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 九十頁(号外第一四八号)

(一) <https://nsb-kns.nipponsteel.com/>
(二) <https://www.nsh-setouchi.nsb-stu.jp/>

[nipponsteel.com/index.html](https://nsh-kyushu.nipponsteel.com/)

令和八年一月二十三日
茨城県鹿嶋市大字光三番地

(甲) NSハートフルサービス東日本株式会社 代表取締役 清水 茂雄

北海道室蘭市みゆき町二丁目一三番一号
(乙) NSハートフルサービス北日本株式

愛知県東海市富木島町葭野九七番地の一
会社 代表取締役 岩見 恭司

(丙) NSバートアルサービス東海株式会社
代表取締役 平泉 博史

和歌山県和歌山市湊一八五〇番地
(丁) NSハートフルサービス関西株式会社

代表取締役 有本 亮介
兵庫県姫路市広畠区正門通四丁目九番地の六

(戊) NSハートフルサービス瀬戸内株式会社 代表取締役 福永 明

福岡県北九州市小倉北区許斐町一番地
(己) NSハートフルサービス九州株式会社
代表取締役 池田 貴紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) <http://www.fmg.sc/>

令和八年一月二十三日

千葉県成田市不動ヶ岡二一八番地五
（甲）株式会社 F M G
代表取締役 鳥越 靖司

千葉県成田市不動ヶ岡二一八番地五
（乙）株式会社 f m g
代表取締役 鳥越 靖司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) <https://adxc.co.jp/e-public-notice/>

令和八年一月二十三日

東京都港区麻布台一丁目三番一号
(甲) 株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹下 大

東京都千代田区大手町一丁目六一
(乙) 株式会社ADX Consulting
代表取締役社長 関 澤弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の総社員の同意の取得は令和七年十二月二十二日終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十三日

東京都豊島区池袋三丁目四六番五号
(甲) 合同会社M I 2
代表社員 入江 康二

(乙) 合同会社M I
代表社員 入江 康二

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 胆江日日新聞
掲載の日付 令和八年一月二十三日
掲載頁 八頁

(乙) 掲載 胆江日日新聞
掲載の日付 令和八年一月二十三日
掲載頁 八頁

令和八年一月二十三日 東京都大田区北糀谷一丁目二〇番八号
(甲) 株式会社三輝
代表取締役 阿部 拓也

令和八年一月二十三日 東京都大田区北糀谷一丁目二〇番八号
(乙) 三輝グローバル株式会社
代表取締役 阿部 拓也

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月八日
掲載頁 二頁

令和八年一月二十三日 東京都千代田区丸の内一丁目一番二号
(甲) SMC0401株式会社
代表取締役 石黒 則充

愛知県豊川市大木町新道一〇〇番地
(乙) N J T 鋼管株式会社
代表取締役 石黒 則充

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月二十三日
掲載頁 二頁

令和八年一月二十三日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
(甲) BTホールディングス株式会社 代表取締役 松岡 修
(乙) ビット・ホールディングス株式会社 代表取締役 大松龍一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月十八日
掲載頁 一五八頁(号外第二七六号)
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月二十三日

東京都新宿区新小川町一番七号

(甲) 成美堂出版株式会社 代表取締役 深見 公子
東京都新宿区新小川町一番七号
(乙) 有限会社成美堂出版サービス 代表取締役 深見 公子

合併公告

債権者 各位

左記投資法人(甲)は、DREAMホスピタリティーリート投資法人(東京都千代田区平河町二丁目一六番一号)(乙)と合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の七第二項に基づき投資主総会の承認決議は経ず、乙の投資主総会決議は令和八年一月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
DREAMプライベートリート投資法人
執行役員 萬野 雅史

合併公告

投資主、登録投資口質権者及び債権者 各位

本投資法人は、合併によりDREAMブライ

ベートリート投資法人（東京都千代田区平河町二

丁目一六番一号、執行役員 萬野 雅史）に権利

義務全部を承継させて解散することにいたしまし

たので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、本投資

法人の投資主総会の承認決議は令和八年一月二十

日に終了しております。

この合併に反対で、投資口買取請求をされる投

資主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生

日の前日までの間にその旨及び投資口買取請求に

係る投資口の口数を書面によりお申し出下さい。

また、この合併に対し異議のある債権者は、本

公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ

い。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
DREAMホスピタリティリート投資法人

執行役員 神出創太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することにいたしましたの

で公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社Peace Deeli

代表取締役 伊藤 弘雅

東京都千代田区二番町八番地八
(乙) 株式会社セブンファーム

代表取締役 久留原昌彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 司法新聞

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
(乙) 株式会社DREAMホスピタリティリート投資法人

執行役員 神出創太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

継して存続し乙は解散することにいたしましたの

で公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社Peace Deeli

代表取締役 伊藤 弘雅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月三十日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月二十三日

(甲) 株式会社DREAM

代表取締役 徳永 愛子

合併公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

愛知県豊橋市弥生町字東豊和一三番地五

合同会社 First interior 代表社員 神崎 一哉

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月二日開催の総会の決議により、定款を変更し非出資農事組合法人に移行したうえで一般社団法人に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は一般社団法人宇賀新田大志協議会とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

農事組合法人宇賀新田農家組合 代表理事 清水 真和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

大阪府豊中市走井二丁目八番二号

合同会社フードプレス 代表社員 坂本 雄一

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この組織変更に對し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月二十三日

兵庫県美方郡新温泉町対田四〇九

農事組合法人アイガモの谷口 代表取締役 理事 谷口 正友

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

兵庫県神戸市西区学園西町一丁目一一一 合同会社 E-TAIRS 代表社員 播磨 智代

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月二十三日

兵庫県養父市左近山三四番地 代表理事 清水 真和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

左近山生産森林組合 代表理事 小野山直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

Aホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

福岡市東区香住ヶ丘六丁目三七番四〇号 合同会社 TAWAR A 代表社員 田原 昭彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

宮城県石巻市雄勝字吳壱二三番地の八 有限会社佐藤トラック 代表取締役 佐藤さち子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十七億四千九百九十九万九千四百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

合同会社 TA W A R A 代表社員 田原 昭彦

資本金の額の減少公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

福岡県北九州市門司区大字伊川二二二九 たかつき介護看護事業合同会社 代表社員 高月 王宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

合同会社 M I W 代表社員 濑尾 典史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

H K O N E 合同会社 代表社員 チャン・クイン・ハット

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十日に終了しております。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十三日

宮崎県都城市牟田町二一五Uビル二〇二号 代表社員 チャン・クイン・ハット

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

左近山生産森林組合 代表理事 小野山直樹

資本金の額の減少公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

Aホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

福岡市東区香住ヶ丘六丁目三七番四〇号 合同会社 TAWAR A 代表社員 田原 昭彦

資本金の額の減少公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京物流株式会社 代表取締役 横口 貴彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治 安田生命ビル一階 T K 株式会社 代表取締役 バーク・マレック

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百五十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

T K 株式会社 代表取締役 バーク・マレック

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百七十七億五千四百五十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治 安田生命ビル一階 T K 株式会社 代表取締役 バーク・マレック

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

福岡県北九州市門司区大字伊川二二二九 たかつき介護看護事業合同会社 代表社員 高月 王宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都江東区辰巳三丁目一四番八号 代表取締役 横口 貴彦

掲載紙 官報

掲載日付 令和八年一月七日
掲載頁 八十八頁（号外第三号）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億三千五百六十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。令和八年一月二十三日 東京都新宿区西新宿六丁目二五番一三号 フロインント産業株式会社 代表取締役 伏島 嶽

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億二百四万一千三百六十八円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号 伊豆大島リゾートゴルフクラブ 代表取締役 山口 明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百四万一千三百六十八円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号 ハーモニールド株式会社 代表取締役 勅使河原隆巳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千万八十五円減少し四千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都新宿区西新宿六丁目二五番一三号 フロインント産業株式会社 代表取締役 伏島 嶽

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五百五十二万円減少し五千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号 伊豆大島リゾートゴルフクラブ 代表取締役 山口 明

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五億三千九百九十九万九千八百円減少して、その全額を資本準備金とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号 伊豆大島リゾートゴルフクラブ 代表取締役 山口 明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千八百五十万円減少し五千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都あきる野市二宮東二丁目一番地一 株式会社マサダ製作所 代表取締役 高橋 正彦

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金七億五千八百七十五万九千六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都文京区後楽二丁目五番一号 レンタルシステム株式会社 代表取締役 岩崎 伸一

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五億三千九百九十九万九千八百円減少して、その全額を資本準備金とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号 伊豆大島リゾートゴルフクラブ 代表取締役 山口 明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都港区六本木七丁目一五番七号 CAGUUU株式会社 代表取締役 中村 勇輝

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金十七億五千万円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都港区六本木七丁目一五番七号 CAGUUU株式会社 代表取締役 中村 勇輝

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七億四千三百十九万八千九百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都港区芝三丁目四三番一六号 株式会社ZTT AIC-CIX 代表取締役 社家 一平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十九万九千九百二十円減少し一億円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都港区芝三丁目四三番一六号 株式会社ZTT AIC-CIX 代表取締役 社家 一平

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千九百九十九万九千九百二十円減少し一億円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都港区芝三丁目四三番一六号 株式会社ZTT AIC-CIX 代表取締役 社家 一平

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日 東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地四 株式会社JIFR&KOMEHYO PARTNERS 代表取締役 下垣 徳尊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億円、資本準備金の額を二十五億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月三十日

掲載頁 一〇三頁 (号外第一七四号)

代表取締役 丹治 保積
レジル株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円、資本準備金の額を四億五千万円減少し、それ五百六十億四千九十四万三千百四十五円、五百六十億四千九十四万三千百四十四円とするることです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉九番地一

○八 株式会社クリエイト軽井沢建設

代表取締役 大石 成人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉九番地一

○八 株式会社クリエイト軽井沢不動産

代表取締役 大石 成人

合併につき株券等提出公告

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉九番地一

○八 株式会社クリエイト軽井沢不動産

代表取締役 大石 成人

合併につき株券等提出公告

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉九番地一

○八 株式会社クリエイト軽井沢不動産

代表取締役 大石 成人

合併につき株券等提出公告

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

外國会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金満殖が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

日本における代表者 金 満 殖

令和八年一月二十三日

大阪市北区中津一丁目一八番一八号若杉ビル八階八〇二号室

日本における代表者 金 満 殖

令和八年一月二十三日

本籍北海道旭川市神楽五条八丁目四三一番地三四、最後の住所北海道旭川市神楽五条八丁目二番五号

被相続人 死 松村 孝雄

右被相続人は令和七年七月二十一日死亡し、その相続人は令和八年一月六日旭川家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者には、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月二十三日

北海道旭川市神楽五条八丁目二番五号

相続財産清算人 松村 学史

令和八年一月二十三日

当社は、株式会社富山エアポートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

株式交換につき株券等提出公告

当社は、チンクエチエンント株式会社（住所東京都新宿区新宿二丁目一二番三号 新宿アントレスロンビル二階）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十四日までに当社にご提出下さい。

株式会社ドラフト

東京都港区南青山五丁目六番一九号

代表取締役 山下 泰樹

令和八年一月二十三日

本籍北海道旭川市神楽五条八丁目四三一番地三四、最後の住所北海道旭川市神楽五条八丁目二番五号

被相続人 死 松村 孝雄

右被相続人は令和七年七月二十一日死亡し、その相続人は令和八年一月六日旭川家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者には、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月二十三日

北海道旭川市神楽五条八丁目二番五号

相続財産清算人 松村 学史

令和八年一月二十三日

当社は、株式会社アイテックス

三階 昭和西川羽毛製造株式会社

代表取締役 岩本 真一

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

当社は、チンクエチエンント株式会社（住所東京都新宿区新宿二丁目一二番三号 新宿アントレスロンビル二階）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十四日までに当社にご提出下さい。

株式会社イーステック

代表取締役 清水 裕行

吸収信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記一の分割とおり、令和八年二月二十六日付で左記一の分割信託及び承継信託について吸収信託分割を行います。この分割に對し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

（一）分割信託及び承継信託の特定

ア 信託の当事者
委託者兼受益者 東京都中央区銀座六丁目九番二号 黒沢不動産株式会社
受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社

イ 信託の年月日 平成二十九年九月二十五日

ウ 信託の契約締結日及び契約名称 平成二十九年九月二十五日付特定包括信託契約書

（二）承継信託
(その後の変更を含む)
ア 信託の当事者
委託者兼受益者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社
受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社

イ 信託の年月日 平成二十九年十一月三十日

ウ 信託の契約締結日及び契約名称 平成二十九年十一月三十日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更を含む)

イ 信託の年月日 平成二十九年十一月三十日

ウ 信託の契約締結日及び契約名称 平成二十九年十一月三十日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更を含む)

二、右記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の分割信託及び承継信託についての信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十五条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
みずほ信託銀行株式会社 不動産信託部
電話番号 ○三一四三三五七三七一

令和八年一月二十三日
受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社 支配人 小西 伸幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額七十八億七千二百七十万円減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年一月二十三日 長野県長野市青木島一丁目二一番地二号 青木島 A.P. B二〇三

<http://www.asa-epn.jp/ir/000010143xz6/>

令和八年一月二十三日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一之一号

ブルーオーシャン特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百九十五億円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sunm.jp/koukoku/nagoya_minato_development_tmkn/

令和八年一月二十三日 東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

名古屋みなとデベロップメント特定目的会社 取締役 三品 貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十七億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十三日 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号

株式会社ザツバラス 代表取締役 溝上 雅俊

訂正公告

令和八年一月十九日(号外第十一号)掲載の資本金の額の減少公告中、減少する資本金の額二千三百万円」とあるは「三千三百万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日 東京都品川区西五反田七丁目一三番六号

株式会社アイランドプロファイアル 代表取締役 溝口 峰隆

取消公告

令和八年一月七日(号外第三号)掲載の解散公告を取消します。

令和八年一月二十三日 東京都港區虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社三河ロジデベロップメント 代表取締役 赤津 忠祐

債権申出の公告(第三回)

当行規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があつたものとみなされたので、當行規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年一月二十三日 長野県長野市青木島一丁目二一番地二号 青木島 A.P. B二〇三

株式会社八十二長野銀行 (旧 株式会社長野銀行)

規約型確定給付企業年金清算人 宮崎 孝美

訂正公告

令和八年一月十四日掲載の資本金の額の減少公

告中、住所に「東京都渋谷区千駄ヶ谷町三丁目五一番七号」とあるは「東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号

株式会社ザツバラス 代表取締役 溝上 雅俊

訂正公告

令和八年一月十九日(号外第十一号)掲載の資本金の額の減少公告中、減少する資本金の額二千三百万円」とあるは「三千三百万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日 東京都品川区西五反田七丁目一三番六号

株式会社アイランドプロファイアル 代表取締役 溝口 峰隆

取消公告

令和八年一月七日(号外第三号)掲載の解散公告を取消します。

令和八年一月二十三日 東京都港區虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社三河ロジデベロップメント 代表取締役 赤津 忠祐

ページ段行 誤 正

令和七年三月三十一日(号外特第八号)公布法律第七号地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により

令和七年三月三十一日(号外特第八号)公布法律第七号を改正する法律(令和七年法律第八十七号)を改正する法律(令和七年法律第八十七号)

令和七年三月三十一日(号外特第八号)公布法律第七号医療法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により

令和七年三月三十一日(号外特第八号)公布法律第七号を改正する法律(令和七年法律第八十七号)を改正する法律(令和七年法律第八十七号)

内閣官房官報報告主任